



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

告示

(総務給与課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(南部振興)

○" (西部振興)

○" (北部振興)

○男女共同参画推進センター情報システム機器等賃貸借に関する入札公告

(男女共同参画推進センター)

○和光都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

○大規模小売店舗の変更に関する公告 (商業支援課)

○" (商業支援課)

○" (商業支援課)

○県営土地改良事業兎田暮坪地区(区画整理事業)事業計画の決定及び計画書の写しの縦覧

(農村整備課)

○県営土地改良事業齋条地区(区画整理事業)事業計画の変更及び変更に係る事業計画書の写しの縦覧

○測量法に基づく公共測量の実施

○" (用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了

○測量法に基づく公共測量の実施

○景観整備機構の指定 (県土づくり企画室)

○宅地建物取引業法に基づく聴聞 (開発指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○" (建築指導課)

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表

○開発行為に関する工事の完了公告 (農総研水田農業研究所)

告示

(東松山県土)

九

○" (杉戸県土)

一〇

○" (経営管理課)

一一

○県道上里鬼石線の区域の変更 (本庄県土)

一〇

○開発行為に関する工事の完了公告

一一

訓令

埼玉県人事委員会訓令第三号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月十一日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程(昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二 職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄26中「協議」を「協議(軽易な事項に係るものを除く。)」に改め、同項事務局長専決事項の欄中37を38とし、29から36までを30から37までとし、28の次に次のように加える。

29 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)第十六条、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)第八条及び学校職員の特種勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)第十一条の規定に基づき、教育委員会規則を定める場合の協議のうち軽易な事項に係るものに応ずること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千四百九十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-ngo.net/))により縦覧に供する。

- 平成二十年十一月十一日
埼玉県知事 上田 清司
一 申請のあった年月日
平成二十年十月三十日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラッコの会
三 代表者の氏名
金子 保子
四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市安行北谷六〇一番地の

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が地域の中でふつうにあたりまえに生活できる社会を目指す。地域の人たちと交流しながら生活し働ける事業を行ない、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-ngo.net/))により縦覧に供する。
平成二十年十一月十二日
埼玉県知事 上田 清司
一 申請のあった年月日

平成二十年十月三十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人インターナショナル・フィットセラピー・アカデミー

三 代表者の氏名

小原 みどり

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市金山町十八番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、現代の少子化から高齢化社会まで健康問題に対応した心身の体調を整える知識と実地訓練を学習します。医療機関との提携、福祉施設、幼児教育、関連団体などの連携をすることでセラピストの育成と一般市民の参加を得て、より良い社会環境作りの実現を目指します。

埼玉県告示第千四百九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並

びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-ngo.net/))により縦覧に供する。
平成二十年十一月十一日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおい糸

三 代表者の氏名

豊田 淳一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市南永井八百六十七一

所沢総合食品地方卸売市場内
五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者に対し、その社会参加と自立を支援するため、介護及び各種福祉サービスの事業を行い、もって心身障害者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百九十三号

- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

埼玉県告示第四百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
男女共同参画推進センター情報システム機器等賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限
平成21年3月21日(土)から平成26年3月31日(月)まで。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所

特定非営利活動法人パンニャ・メツ

タ蓮華会

三 代表者の氏名

川原田 久枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市押切三百十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地球上に暮らす一般市民が、「自立、共存、共生」をテーマに、心と身体の健康を目指し努力精進するとともに、未来を担う子どもたちにも美しい地球環境を残すため、同志が力を合わせ平和で心豊かな地域社会を創造することで、保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県男女共同参画推進センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び仕様書の入手方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、下記のとおり
イ 埼玉県ホームページを開く。
ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品等)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。
- (2) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (3) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

- (カ) 部局名は「県民生活部」を選択する。
- (キ) 課所名は「男女共同参画推進センター」を選択する。
- (ク) 「物品等」を選択する。
- (ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。
- (コ) 検索ボタンをクリックする。
- (カ) 本入札案件を選択する。
- イ 紙媒体での入手を希望する場合
- 3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)
- (2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)
- 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 埼玉県男女共同参画推進センター管理担当 辻、夏目 電話048-601-3111(直通)
- (3) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年12月24日(水)午前10時まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年12月22日(月)午後5時まで(必着)
- なお、郵送による場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
- 埼玉県男女共同参画推進センター 平成20年12月24日(水)午前11時
- なお、開札への立会いは、不要とする。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
- 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
- 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年12月9日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「電子入札共同システム」を利用する場合
- 同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
- 3(2)の提出先まで郵送又は持参により提出する。
- なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
- (4) 入札の無効
- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要件
- (6) 落札者の決定方法
- 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格設定しない。
- (8) 手続における交渉の有無
- 無
- (9) 競争入札参加資格の付与
- 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し

て、平成20年11月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Lease of Information System Server and Equipment to the Gender Equality Center, Saitama Prefecture Prefectural Government.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic tender system : By 10 : 00 a.m., December 24, 2008.

By registered mail must be received : 5 : 00 p.m., December 22, 2008.

In person : 5 : 00 p.m., December 22, 2008.

(3) Contact Point for More Information

Management Group of the Gender Equality Center, Saitama Prefecture Prefectural Government.

Shintoshin 2-2, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0081

Telephone 048-601-3111

埼玉県告示第四百九十五号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第四百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル(いなげや小川大塚店)

比企郡小川町大塚千二百八十番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時(年間九十日午前九時)から午後十時

(変更後) 午前九時三十分(年間九十日午前九時)から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分(年間九十日午前八時三十分)から

午後十時三十分

(変更後) 午前九時(年間九十日午前八時三十分)から

午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十一年一月二日

ニ 届出年月日

平成二十年十月三十日

三 縦覧期間

平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで

ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル(いなげや小川大塚店)

比企郡小川町大塚千二百八十番 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 一八一台

(変更後) 位置 図面省略 一五九台

ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日

ニ 届出年月日

平成二十年十月三十日

二 縦覧期間

平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで
ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル(いなげや小川大塚店)

比企郡小川町大塚千二百八十番 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 五五台

(変更後) 位置 図面省略 七七台

ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日

ニ 届出年月日

平成二十年十月三十日

二 縦覧期間

平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間
 平成二十年十一月十一日から平成二十一年三月十一日まで
 ロ 意見書提出先
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業菟田暮地区(区画整理事業)事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十年十一月十二日から

平成二十年十二月十日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

埼玉県告示第千五百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業斎条地区(区画整理事業)事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十年十一月十二日から

平成二十年十二月十日まで

二 縦覧場所

行田市役所

埼玉県告示第千五百一号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量(二級基準点測量及び三級水準測量観測)

三 作業地域

入間市大字野田、同仏子地内

四 作業期間

平成二十年十一月十日から平成二十一年三月二十七日まで

埼玉県告示第千五百二号

測量計画機関の長である上里町長関根孝道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量(二級、三級及び四級基準点測量)

三 作業地域

児玉郡上里町神保原駅南土地区画整理事業地区

四 作業期間

平成二十年十一月四日から平成二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第千五百三号

平成二十年埼玉県告示第千五百二号で公示した公共測量(四級基準点測量)は、平成二十年十月三十一日終了した旨測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百四号

測量計画機関の長である草加市長木下博信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量(四級基準点設置測量)

三 作業地域

草加市清門町、長栄町及び新栄町地内の一部(草加市新田西部土地区画整理事業地内)

四 作業期間

平成二十年十一月五日から平成二十一年一月十三日まで

埼玉県告示第千五百五号

景観法(平成十六年法律第十号)第九十二条第一項の規定により、景観整備

機構を指定したので、次のとおり公示する。

- 一 平成二十年十一月十一日
- 二 住所及び事務所の所在地
- 三 さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号
- 四 指定年月日
- 五 平成二十年十一月四日

一 名称
埼玉県知事 上田清司

二 社団法人埼玉県建築士事務所協会

埼玉県告示第千五百六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十年十一月十一日

一 聴聞の日時及び被聴聞者

埼玉県知事 上田清司

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十年十一月十九日 午前十時	寄居ハウス株式会社 代表取締役 明石 諭	大里郡寄居町桜沢二千七百八十八番地
平成二十年十一月十九日 午前十一時	株式会社シーエーエー 代表取締役 浅田 秀夫	北本市本宿五丁目八十二番地
平成二十年十一月十九日 午後一時	白石建設株式会社 代表取締役 白石 和男	川口市芝新町十五番十八号
平成二十年十一月十九日 午後二時	芙蓉建設株式会社 代表取締役 伊藤 豊紀	富士見市西みずほ台一丁目二十番九

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年八月に収去した飼料等の試験結果

埼玉教育会館 三〇四会議室

埼玉県告示第千五百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年九月十六日

指令杉整第一八〇二二六二号

二 検査済証番号

平成二十年十一月五日第五十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三五六四番地他(菖蒲北部土地区画整理事業地内仮換地八街区一及び二画地)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区赤坂六丁目一番二〇号
双日商業開発株式会社
代表取締役社長 関口 昇司

埼玉県告示第千五百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年八月一日

指令飯整第二〇〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月五日第五十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字平山一六四〇番三、一六四〇番四、一六五二番一、一六五二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五一〇番地二
株式会社 ヤマニ
代表取締役 佐野 裕也

の概要を次のとおり公表する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%		ME kcal/kg	その他(%)	
JA東日本くみあい飼料株式会社赤城工場群馬県みどり市大間々町大間々512番地1	H20.9.2 JAちちぶ中央配送センター 秩父市大野原736	くみあい配合飼料成 鶏用ニューイエツ グ	20.7	17.0 以上	3.0 以上	5.0 以下	14.5 以下	2.50 以上	0.45 以上							11.9	
株式会社吉岡油糧埼玉第2工場 北葛飾郡松伏町大川戸796-1	H20.9.3 同 左	菓子粉	20.9	13.5	8.8	0.6	4.8	0.18	0.20							5.4	

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
株式会社吉岡油糧埼玉第2工場 北葛飾郡松伏町大川戸796-1	同 左	飼料	菓子粉	20.9	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかつた場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十五号

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号
 二 検査済証番号

平成二十年十一月五日

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

平成二十年十一月十一日
 埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号
 平成二十年十月三十一日
 第一九〇一六七二号

二 検査済証番号
 第二〇〇〇八一号
 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字伊勢根字西一四五
—二の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町大字伊勢根一四五—三
柴崎 実

平成二十年十一月十一日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

比企郡小川町大字原川二七二
尾上 清志

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十七号

一 許可番号
平成二十年十月二十日
第二〇〇七二〇号
二 検査済証番号
平成二十年十一月五日
第二〇〇八五号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号
平成二十年十月十七日
第二〇〇五六一号
二 検査済証番号
平成二十年十一月五日
第二〇〇〇八四号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字原川字広見二七二—二、二七三—五
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月十一日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

一 許可番号
平成二十年九月二十二日
指令杉整第二〇〇七五〇号
二 検査済証番号
平成二十年十一月五日
第二〇〇八五号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字古里字中内出七四四の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
深谷市上野台七二一—一〇二 小久保 俊之

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

一 道路の種類 県道
二 路線名 上里鬼石線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	児玉郡上里町大字大御堂字中通南一五一番三地先から同郡同町大字大御堂字中通南一六〇番四地先まで		九・八〇	九一・二〇	
新			一一・四〇		
			一〇・六八		
			一一・六九		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号
平成二十年九月二十二日
指令杉整第二〇〇七五〇号

- 二 検査済証番号
平成二十年十一月五日
杉整第一一三一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字河原代字下分六

- 六九―三、六七〇―三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡栗橋町大字河原代六六九
平尾 伸行、平尾 良子

埼玉県病院事業告示第三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十一月十一日

埼玉県病院事業管理者 伊 龍 章

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気 予定使用電力量10,277,000キロワット時

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 供給期間

平成21年2月1日から平成22年1月31日まで

- (4) 需要場所

埼玉県立がんセンター
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

- (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

- (3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 高沢 喜好 電話048-722-1111（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の翌日から平成20年11月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター 本館2階 会議室 平成20年12月22日（月）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 平成20年12月19日（金）午後4時必着

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年11月28日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Supply of electricity for use at the Saitama Prefectural Cancer Treatment Center Office building(estimated kw/h: 10,277,000 kw/h)

(2) Deadline for Submissions

By registered mail : 4 : 00 pm, December 19, 2008

In person : 10 : 00 a.m., December 22, 2008

(3) Contact Information

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama

Prefectural Cancer Treatment Center

Komuro 818, Inamachi, Saitama-ken 362-0806

Tel. 048-722-1111

埼玉県保健事業部長 藤川 三三郎

〒362-0818 埼玉県さいたま市大宮区宮原1-1-1 県庁本庁舎5階 県庁保健事業部長 藤川 三三郎

〒362-0818 さいたま市大宮区宮原1-1-1

埼玉県保健事業部長 藤川 三三郎

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気 予定使用電力量2,334,600キロワット時

ワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成21年2月1日から平成22年1月31日まで

(4) 需要場所

埼玉県立精神医療センター

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 進藤 剛 電話048-723-6805（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の翌日から平成20年11月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立精神医療センター 本館2階 研修室 平成20年12月22日（月）午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 平成20年12月19日（金）午後5時必着

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第143条第2項において準用する第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年11月28日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

- (6) 落札者の決定方法
財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of product to be purchased :
Supply of electricity for use at the Saitama Prefectural Psychiatric Hospital
Office building(estimated kw/h : 2,334,600 kw/h)
- (2) Deadline for Submissions :
By registered mail : 5 : 00 pm, December 22, 2008
In person : 10 : 00 a.m., December 22, 2008
- (3) Contact Information :
Property Management Section, Management Division, Saitama Prefectural Psychiatric Hospital
Komuro 818-2, Ina-nachi, Saitamaken 362-0806
Tel. 048-723-6805

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	--	---	--	-----	--